取扱要綱第４条関係

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課長 | 給水係長 | 調定  係長 | 係 |
|  |  |  |  |

各戸検針に関する取扱確認書（事前調整）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 水道番号(親) |  | | | 事前調整日 | | 年　　月　　日 | |
| 共同住宅等所在地 |  | | | | | | |
| 共同住宅等名称 | （　新設　・　既設　）階数： | | | | | | |
| 共同住宅等概要 | 建物入口オートロック | | 有　・　無 | | パイプスペースへの施錠 | | 有　・　無 |
| 種　別 | 住　宅　等 | | | | 共　用　栓　等 | |
| 戸　数 | 戸 | | | | 個 | |
| 各戸メーター数 | 口径　　㎜　　　　個 | | | | 口径　　㎜　　　　個 | |
| 管理方式 | 現在　※既設の場合 | | 遠隔式　　・　　連合栓 | | | | |
| 契約締結後の管理方式 | | 遠隔式　　・　　普通式 | | | | |
| 事前調整者 | 下記項目について、同意します。  □所有者　　　□建築会社　　　□指定給水工事事業者　　　□管理不動産  住　　所：  氏　　名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(担当者名：　　　　　　 　)  電　　話： | | | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 事　項 |
| 共  通  項  目 | ○申請及び契約等は、所有者名義で行うこと。 |
| ○受水槽及び配管設備等の維持管理並びに水質の管理をすること。 |
| ○子メーター設置基準（別紙参照）に適合すること。  ○適合するために、必要な修繕は所有者等の負担で行うこと。 |
| ○以下のことについて、全居住者の同意を得ること。  ①検針等業務の際に、水道部職員又は水道部委託業者が建物内へ立ち入ること。  ②検針等業務を実施するために、水道部が所有者より暗証番号又は施錠鍵の貸与を受けること。  ③検針等業務が容易に行えるよう、メーター周り及びパイプスペース内に荷物等を置かないこと。 |
| ○所有者又は管理不動産の変更があった場合は、水道部へ届け出ること。 |
| ○差水量（親メーター）は、所有者等が負担すること。  ※差水量（親メーターの使用水量－子メーターの合計使用水量）が子メーターの合計使用水量の８％を超えた場合は、超えた水量をもって水道料金等を算定します。  ※全ての水栓（共用栓又は散水栓を含む）が子メーターを通過していない場合又は親子メーター間で漏水が発生した場合は、差水量をもって水道料金等を算定します。  ※子メーターの合計使用水量が親メーターの使用水量を超えた場合は、還付しません。 |
| **≪オートロック式建物又パイプスペースの扉へ施錠する場合≫**  ○暗証番号を水道部へ教示すること。  ○解錠鍵（遠隔式の場合は1本、普通式の場合は2本）を水道部へ貸与すること。  ※オートロック式（鍵式）で、普通式を希望する場合は、既に解除鍵1本を水道部へ貸与しているため、追加で1本の解錠鍵を貸与すること。  ○エレベーターの使用に、暗証番号（施錠鍵）が設定されている（必要な）場合は、暗証番号（施錠鍵）を水道部へ教示（貸与）すること。 |
| 努  力  義  務 | ○水道料金等の滞納が発生しないように以下の事項に努めること。  入居に関する契約書等において、以下に掲げる事項について規定すること。  　　（1）水道料金等は、口座振替又は自主納付により徴収する。  　　（2）水道料金等の滞納が生じたときは給水を停止することがあります。  （3）転居の場合は、閉栓時までに発生した水道料金等を速やかに納付すること。 |
| 管  理  項  目 | **≪普通式を希望する場合≫**  ○子メーターは水道部が貸与する。  ○子メーターの口径・個数に応じた加入金及び手数料を納付すること。  ○子メーターの初回設置は、所有者等の負担で行うこと。また、設置の際は、事故等が発生しないよう細心の注意を払い実施すること。  ○子メーターの自然故障及び定期取替（８年間）は、水道部負担で行う。  ※検針・メーター開閉栓・メーター取替時には、作業員が当該メーターの設置個所（パイプスペース等）まで立ち入ります。  ※定期取替前に、配管設備等に腐食等がある場合は所有者等の負担により修繕すること。 |
| **≪遠隔式を希望する場合≫**  ○遠隔式メーター及び集中検針盤は、所有者等の負担で購入・設置すること。  ○遠隔式メーター及び集中検針盤の破損、故障等は所有者等が維持管理すること。  ○遠隔式メーターの定期取替（８年間）は、所有者等の負担で行うこと。  ○メーター取替は、事故が発生しないよう細心の注意は払い行うこと。  ※定期取替を実施しない場合は、各戸検針及び各戸徴収契約は解除となります。  ※取替を実施する場合は、事前に水道部へ取替日程を調整すること。  ※メーター開閉栓時には、作業員が当該メーターの設置個所（パイプスペース等）まで立ち入ります。 |

**※所有者以外の方が事前調整を行った場合は、この確認書の写しを所有者へ渡して下さい。**